

岩手県医療局管理規程第13号

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月26日

岩手県医療局長 田村均次

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

医療局職員被服貸与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間(年)	貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間(年)
本庁	営繕工事の現場監督に従事する職員	作業衣（長袖及び半袖）	2	[略]	本庁	営繕工事の現場監督に従事する職員	作業衣及び作業ズボン	2	[略]
		作業ズボン	2						
県立病院等	医師及び歯科医師	診察衣（長袖及び半袖）	8	[略]	県立病院等	医師及び歯科医師 薬剤、診療放射線、臨床検査、臨床工学、理学療法、視能訓練、言語聴覚、理療及び医療安全管理の業務に従事する職員	診察衣（ダブル型又はケーシー型）	8	[略]
		ズボン	3				ズボン	5	
	薬剤、診療放射線、臨床検査、臨床工学、理学療法、作業療法、視能訓練、医療社会事業、心理判定及び言語療法の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員で作業療法の業務に従事するものを除く。）	診察衣（長袖及び半袖）	8	5		作業療法、医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	診察衣（ダブル型又はケーシー型）		
	ズボン	5				ズボン			
	トレーニングウェア又					トレーニングウェア又			
	精神科業務に従事する職員で作業療法及び生活指導の業務に従事する職員	診察衣（長袖及び半袖）	[略]			作業療法、医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	診察衣（ダブル型又はケーシー型）	[略]	
		ズボン					ズボン		
		トレーニングウェア又					トレーニングウェア又		

		は作業衣及び作業ズボン		
	歯科衛生士	看護衣（長袖及び半袖）ズボン	10 3	5
		靴（サンダル型又はパンプス型）靴下	1 10	1
	栄養士	診察衣（長袖及び半袖）エプロン帽子	8 3 3	5
看護業務に従事する職員	精神科業務に従事する職員以外の女子職員	看護衣（長袖及び半袖）又はズボン型看護衣（上限4枚）帽子	10 2	
	精神科業務に従事する職員以外の男子職員	看護衣（長袖及び半袖）ズボン帽子	10 5 2	
	精神科業務に従事する女子職員	看護衣（長袖及び半袖）又はズボン型看護衣（上限4枚）トレーニングウェア帽子	10 2 2	
	精神科業務	看護衣（長	7	

		は作業衣及び作業ズボン		
	管理栄養士及び栄養士	診察衣（ダブル型又はケーシー型）エプロンズボン	8 1 3	5
歯科衛生士看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	男子職員	診察衣（ケーシー型）ズボン	10 5	5
	女子職員	看護衣（ワンピース型又はズボン型（上下））	10	5
看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	男子職員	診察衣（ケーシー型）ズボン	7 5	5
		トレーニングウェア又は作業衣及び作業ズボン	3	
	女子	看護衣（ワ	10	5

	務に従事する男子職員	袖及び半袖) ズボン トレーニン グウェア又は作業衣及びズボン 帽子	5 3 2	
	全職員	靴(サンダル型又はパンプス型) 靴下	[略]	
	栄養管理業務に従事する職員(栄養士を除く。)	調理衣(長袖及び半袖)	10	5
		前掛(女子はエプロン)	5	
		作業ズボン	5	
		帽子(男)	5	
		帽子(女)	5	
事務又は電話交換の業務に従事する女子職員(技能士を含む。)	[略]	[略]		
	ボイラー業務に従事する職員及び事務以外の業務に従事する作業手	作業衣(長袖及び半袖)	4	
		作業ズボン	5	
		帽子(男)	3	
		三角巾(女)	3	

注1 長袖及び半袖又はズボン型看護衣の貸与を受ける職員にあっては、貸与員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。

	職員	ンピース型又はズボン型(上下) トレーニン グウェア	2	
	歯科衛生士 看護業務に従事する全職員	靴 靴下	[略]	
	栄養管理業務に従事する職員(管理栄養士及び栄養士を除く。)	調理衣	10	5
		エプロン	8	
		ズボン	8	
事務又は電話交換の業務に従事する女子職員(技能士を含む。)	[略]	[略]	[略]	5
	ボイラー業務に従事する職員及び事務以外の業務に従事する作業手	男子職員 作業衣及び作業ズボン	5	5
		女子職員 作業衣及び作業ズボン 三角巾	5 3	5

注1 診察衣又は看護衣の貸与を受ける職員にあっては、本表に複数の型の定めがあるものについて、貸与員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。

2 作業衣、診察衣、看護衣又は調理衣の貸与を受け

2 靴の貸与を受ける職員にあつては、サンダル型又はパンプス型のいずれかを選択できるものとする。

る職員にあつては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。

3 靴の貸与を受ける職員にあつては、医療局長が別に定める複数の型のいずれかを選択できるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。